

沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例（案）の概要について

環境部環境保全課

1 改正の趣旨

- (1) 平成 21 年 10 月 1 日に施行した沖縄県生活環境保全条例（以下「条例」という。）では、土壌汚染の未然防止を図るため特定有害物質等を取り扱う施設の設置者に対し、当該特定有害物質等取扱施設における特定有害物質等の管理状況に関する点検を行う義務を定めています。
- (2) 水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月に施行され、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、当該施設の構造、設備に関する基準及び使用方法の遵守義務並びに当該施設、使用方法についての点検義務が定められました。
- (3) 条例で点検義務の対象としている施設のうち水質汚濁防止法に規定する構造基準等の遵守及び点検が適切に実施されている施設については、条例の点検義務の適用を除外するため、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 条例第 37 条で規定する点検義務について、水質汚濁防止法第 14 条第 5 項に基づく点検の実施及びその結果の保存を行う施設については、適用を除外する。
- (2) 水質汚濁防止法第 14 条第 5 項の規定による点検を行った特定有害物質等取扱施設及び有害物質貯蔵指定施設については、当該点検の結果、特定有害物質が土壌に飛散等し、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合、条例第 38 条に規定する土壌汚染等に係る調査義務の対象とする。
- (3) その他所要の改正を行う。